

特定非営利活動法人の申請受理数、認証数等＜平成24年4月1日＞

所轄庁名	受理数 (含申請中)	認証数 (現在数)	不認証数 (累計)	解散数 (累計)	認証取消数 (累計)
北海道	1,043	1,026	0	172	47
青森県	330	326	0	62	5
岩手県	407	393	0	45	2
宮城県	299	284	0	86	3
秋田県	307	295	0	20	1
山形県	384	378	1	32	2
福島県	665	647	1	46	1
茨城県	653	628	0	79	11
栃木県	533	520	0	58	0
群馬県	752	742	1	92	20
埼玉県	1,457	1,429	3	206	15
千葉県	1,532	1,506	2	204	82
東京都	10,007	9,109	606	1,093	317
神奈川県	1,306	1,277	1	349	73
新潟県	378	371	2	52	1
富山県	324	316	0	16	0
石川県	338	323	1	27	1
福井県	237	235	0	32	0
山梨県	390	383	1	20	0
長野県	910	902	0	90	6
岐阜県	705	694	2	55	0
静岡県	648	627	1	88	10
愛知県	969	948	0	148	9
三重県	624	618	2	108	22
滋賀県	570	565	1	46	4
京都府	459	427	0	105	12
大阪府	1,608	1,562	4	390	60
兵庫県	1,194	1,165	3	154	13
奈良県	441	432	0	20	0
和歌山県	365	357	0	35	0
鳥取県	226	224	0	18	0
島根県	253	253	0	23	0
岡山県	379	372	1	57	8
広島県	422	413	3	89	9
山口県	398	392	1	39	2

所轄庁名	受理数 (含申請中)	認証数 (現在数)	不認証数 (累計)	解散数 (累計)	認証取消数 (累計)
徳島県	301	295	0	14	0
香川県	311	305	2	33	0
愛媛県	387	383	0	30	1
高知県	288	283	0	28	0
福岡県	786	748	1	188	39
佐賀県	346	343	1	28	0
長崎県	438	436	0	61	2
熊本県	339	333	2	51	4
大分県	497	490	1	58	22
宮崎県	373	364	0	41	17
鹿児島県	763	745	0	52	4
沖縄県	548	537	0	42	9
都道府県計	36,890	35,401	644	4,782	834
札幌市	813	783	0	80	49
仙台市	377	363	0	0	0
さいたま市	356	345	0	21	0
千葉市	323	322	0	30	15
横浜市	1,323	1,308	0	12	0
川崎市	321	317	0	8	4
相模原市	173	171	0	1	0
新潟市	223	219	0	6	0
静岡市	284	280	0	7	1
浜松市	205	195	0	1	1
名古屋市	692	677	0	47	8
京都市	799	787	0	7	0
大阪市	1,418	1,361	0	153	83
堺市	235	232	0	21	12
神戸市	650	642	0	51	13
岡山市	278	274	0	2	0
広島市	354	346	0	18	9
北九州市	255	251	0	34	22
福岡市	597	583	0	54	32
熊本市	295	282	0	13	0
指定都市計	9,971	9,738	0	566	249
合計	46,861	45,139	644	5,348	1,083

(注1) 上記表の数値は、改正特定非営利活動促進法が平成24年4月1日に施行されたのに伴い、都道府県においては、平成10年12月1日～平成24年3月31日までの累計に、4月1日に内閣府から移管された法人数を加算し、都道府県から指定都市に移管された法人数を除算した数値です。指定都市においては、4月1日に都道府県から移管された法人数が記載されています。

(注2) 不認証数(累計)、解散数(累計)、認証取消数(累計)の全国計が、平成24年3月31日現在の全国計と一致しないのは、上記表には旧内閣府所轄法人の不認証数179、解散数288(注3)、認証取消数1が合計に含まれていないため。また、受理数(含申請中)の全国計が、平成24年3月31日現在の全国計と一致しないのは、4月1日現在の全国計に旧内閣府所轄法人の不認証数179が含まれていないため。内閣府は4月1日現在で所轄庁ではなくなったため、表に掲載していません。

(注3) 旧内閣府所轄法人の解散数のうち288は、平成24年3月31日までに内閣府に清算結了届出書を提出した法人数。

(注4) 解散の場合には申請受理数、認証数ともに減算しています。また、認証取消数(累計)は、解散数(累計)の内数です。

(注5) 所轄庁の申告により、平成24年4月1日現在の上記表の数値に誤りが見つかりましたので、平成27年10月30日時点で修正しております。